



市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令の概要

消防・救急課

1 改正の経緯

消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第1項により、消防長は市町村長が任命することとされ、同条第2項の規定に基づき、市町村長が消防長を任命するために必要な資格等を定める「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）」（以下、「任命資格政令」という。）が定められています。

消防長は、住民の生命、身体及び財産を保護することを任務とする消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督するなど市町村消防の運営上重要な地位にあり、消防長には、十分な経験に裏打ちされた判断力、統率力、管理能力等が必要であることから、昭和34年に消防事務従事経験者を中心として消防長の任命資格が政令で定められることとなりました。

任命資格政令は、昭和34年の制定以降、数次の改正を経ていますが、このたび、近年における市町村の消防事務の体制整備の進展等を踏まえ、市町村長が消防長を任命するために必要な資格要件を拡大するための改正が行われました。改正政令は、平成21年政令第204号として本年8月14日に公布され、同日から施行されました（平成21年8月14日付け消防消第225号消防庁長官通知「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）」）。

2 改正の概要

(1) 現行の資格要件の拡大（第1条関係）

任命資格政令第1条各号に掲げる任命資格のうち、次の号について、それぞれの号に規定する職にあったこと

を必要とする期間を短縮しました。

- ① 第1号【消防署長の職又は消防署長と同等以上の職にあったもの】
2年以上 → 1年以上
- ② 旧第2号（第3号）【消防団長の職にあったもの】
4年以上 → 2年以上
- ③ 旧第7号（第9号）【市町村の行政事務に従事した者で、部長の職その他部長と同等以上の職にあったもの（課制をとっている市町村の場合は、課長の職その他課長と同等以上の職にあったもの）】
4年以上 → 2年以上

これは、消防技術の発展、災害対応事例の蓄積、危機管理業務への対応等により、消防長として必要な知識及び経験を短期間で錬成できるようになっていることに伴い、上記各号に規定する職にあったことを必要とする期間を短縮することとしたものです。

(2) 任命資格の追加（第1条関係）

消防長の任命資格として、以下のものを追加しました。

- ① 第2号
消防職員として消防事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他消防本部、消防署、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関におけるこれと同等以上とみなされる職のうち、条例で定める期間（1年を超え2年以下の期間に限る。）以上在職す



ることにより消防長として必要な知識及び経験を有することとなると認められるものとして条例で定める職にあったもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあった期間 条例で定める期間（1年を超え2年以下の期間）以上

② 第4号

消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の常備部の長の職又は消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上とみなされる職にあったもの（第3号に該当する者を除く。）

その職にあった期間 4年以上

③ 第10号

市町村の行政事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上とみなされる職のうち、条例で定める期間（2年を超え4年以下の期間に限る。）以上在職することにより消防長として必要な知識及び経験を有することとなると認められるものとして条例で定める職にあったもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあった期間 条例で定める期間（2年を超え4年以下の期間）以上

これは、国民保護業務や危機管理対応等に見られる市町村の行政分野の拡大等により、第1号、第3号、第9号それぞれに規定する職を補佐する職にあるときから、段階的に消防長として必要な知識及び経験を錬成できるようになっていることから、任命資格を追加することとしたものです。

第2号及び第10号の「前号に規定する職を補佐する

<任命資格政令第1条の改正イメージ>

所属団体	改正前			改正後		
	号	職	期間	号	職	期間
消防本部	1	消防署長等	2年以上	1	消防署長等	1年以上
				2	第1号を補佐する職等のうち条例で定める職	条例で定める期間（1年を超え、2年以下の期間）以上
消防団	2	消防団長	4年以上	3	消防団長	2年以上
				4	消防団の副団長等	4年以上
都道府県	3	消防事務担当課長	2年以上	5	現行に同じ	
	4	消防事務担当課長を補佐する職	4年以上	6	現行に同じ	
消防庁	5	課長	2年以上	7	現行に同じ	
	6	課長を補佐する職	4年以上	8	現行に同じ	
市町村	7	部長又は課長（部を置かない場合）	4年以上	9	部長又は課長（部を置かない場合）	2年以上
				10	第9号を補佐する職等のうち条例で定める職	条例で定める期間（2年を超え、4年以下の期間）以上
国又は都道府県	8	行政事務担当課長又は課長を補佐する職	6年以上	11	現行に同じ	

職」を条例で定めることとしているのは、市町村によりこれらの職の名称、位置付け等は様々であるため、政令で一律に規定するのではなく、各市町村で組織編成の状況に応じて定めることが適当であるとの考えによるものです。また、第2号の「条例で定める期間」は1年を超え2年以下の範囲で、第10号の「条例で定める期間」は、2年を超え4年以下の範囲で、それぞれ当該「条例で定める職」の位置付けに応じて適切な期間を設定する必要があります。

第2号及び第10号に基づく条例を定めるに当たっては、消防長として必要な知識及び経験を有することとなるかという観点から第1条各号の任命資格との権衡に配慮しつつ、職及び期間を適切に設定する必要があります。なお、この第2号及び第10号に基づく条例は、任命資格を追加する必要性がない市町村においては、定めることを要しないものです。